

新得町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

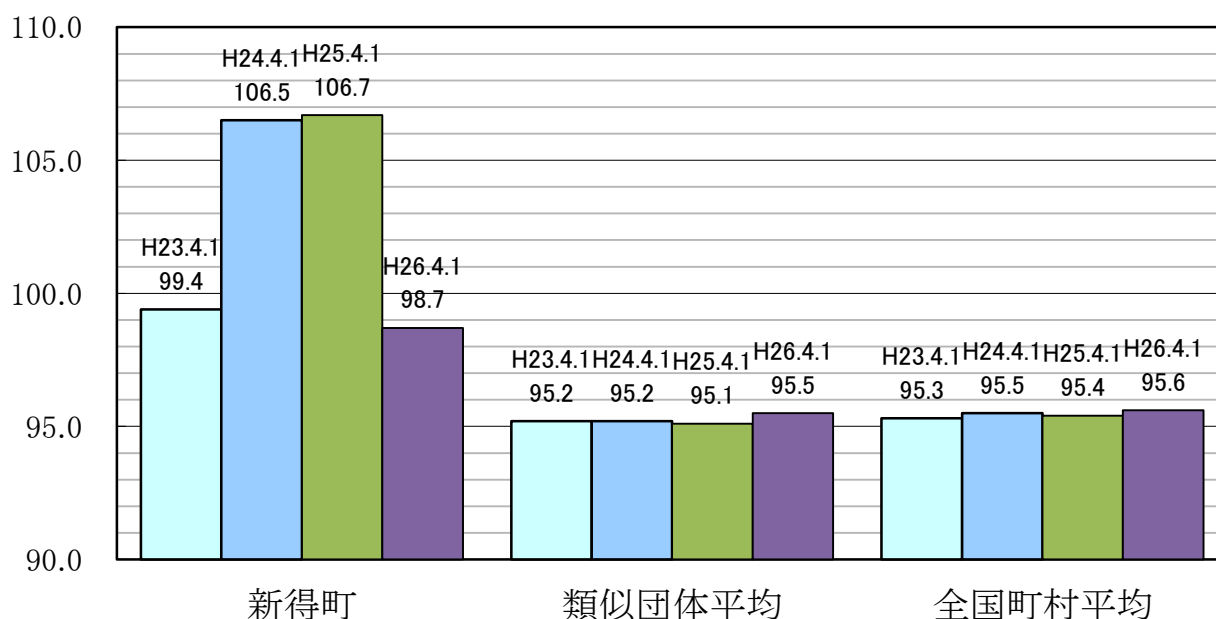
区 分	住民基本台帳人口 (26年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
25年度	人 6,560	千円 7,595,609	千円 34,609	千円 1,009,463	% 13.3	% 12.7

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 114	千円 399,260	千円 76,614	千円 141,674	千円 617,548	千円 5,417	千円 5,528

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、25年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

(4) 給与改定の状況

人事委員会を設置していないため、記載省略

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
(^{中実}改定率) 0%~△4%、平均2%の引き下げ。
給料表の5級、6級にそれぞれ8号俵追加

② 地域手当の見直し

実施内容

(支給割合) 東京都に在勤する職員について国基準20%に対し、新得町においても20%に引き上げ。
(実施時期) 平成27年4月1日より実施

③ その他の見直しの内容

単身赴任手当 基礎額を30,000円に、加算上限額を70,000円にそれぞれ引き上げ。(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（26年4月1日現在）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
新得町	40.3 歳	307,558 円	357,941 円	352,563 円
北海道	45.4 歳	333,403 円	400,662 円	377,386 円
国	43.5 歳	335,000 円	—	408,472 円
類似団体	42.5 歳	312,705 円	356,838 円	342,588 円

②技能労務職

該当なし

③幼稚園教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
新得町	37.2 歳	264,467 円	286,761 円
北海道	43.1 歳	360,721 円	409,626 円
類似団体	42.0 歳	298,530 円	319,716 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（26年4月1日現在）

区分	新得町	道	国
一般行政職 大学卒	172,200 円	170,716 円	172,200 円
一般行政職 高校卒	140,100 円	139,258 円	140,100 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（26年4月1日現在）

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職 大学卒	267,625 円	350,233 円	365,800 円
一般行政職 高校卒	—	299,140 円	358,360 円

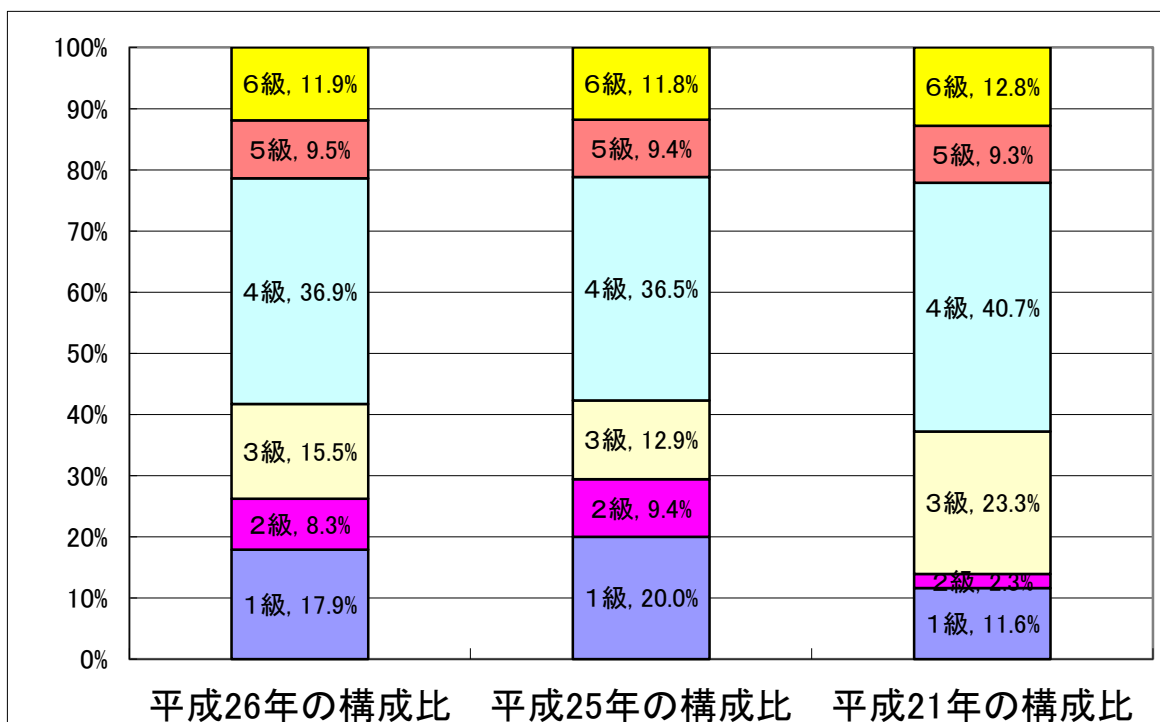
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比

1 級	主事・技師・主事補・技師補	15 人	17.9 %
2 級	主事・技師	7 人	8.3 %
3 級	係長・主任	13 人	15.5 %
4 級	課長補佐・係長・主査	31 人	36.9 %
5 級	課長・課長補佐	8 人	9.5 %
6 級	課長	10 人	11.9 %

- (注) 1 新得町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

実施していません。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

新得町		道		国	
1人当たり平均支給額(25年度) 1,346 千円		1人当たり平均支給額(25年度) 1,521 千円		—	
(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.50) 月分 (0.70) 月分		(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分		(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算10～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算10～25%	

【勤勉手当への勤務成績の反映状況】

実施していません。

(2) 退職手当 (26年4月1日現在)

新得町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置	2～45%		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～45%)	
(退職時特別昇給)	希望退職制度適用時8～12号俸				
一人当たりの平均支給額	20,223 千円	24,372 千円			

(注) 退職手当の1人当たりの平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)			884 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)			442,264 円
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度(支給率)
札幌市	1 人	3 %	3 %
東京	1 人	18 %	18 %
地域手当補正後ラスパイレース指数			98.7
(ラスパイレース指数)			(98.7)

(注) 地域手当補正後ラスパイレース指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレース指数。

(補正前のラスパイレース指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当 (26年 4月 1日現在)

支給実績(25年度決算)		2 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		666 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)		2.7 %	
手当の種類(手当数)		5種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
伝染病防疫作業従事手当	衛生担当職員	防疫作業	1回 500円
町税滞納処分従事手当	税務職員	滞納処分	1日 500円
行旅死亡人取扱従事手当	社会福祉担当職員で直接従事した者	行旅死亡人の収容、埋葬等作業	1日 2,000円
犬等取扱作業手当	生活環境職員で直接従事した者	犬等の捕獲、動物の死体処理等	1日 500円
山岳手当	入山作業に従事した者	山岳調査等	1日 600円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (25 年 度 決 算)	21,764 千円
職員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 (25 年 度 決 算)	381 千円
支給実績 (24 年 度 決 算)	19,737 千円
職員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 (24 年 度 決 算)	346 千円

(6) その他の手当 (26年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	○配偶者 12,000円	同じ		13,562 千円	251,157 円
住居手当	○借家	異なる	(借家)	17,617 千円	214,845 円
通勤手当	通勤距離区分に応じ自	異なる	距離区分が	1,531 千円	90,082 円
管理職手当	課長職 給料月額10%	異なる	支給率が国	8,920 千円	446,045 円
寒冷地手当	11～3月支給(5ヶ月) ○扶養親族のある世帯主 月額26,380円 ○扶養親族のない世帯主 月額14,580円 ○その他の職員 月額10,340円	同じ		11,251 千円	110,305 円

5 特別職の報酬等の状況（26年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市区町村長	766,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 870,000 円/ 363,200 円	
	副市区町村長	641,000 円	670,100 円/ 365,000 円	
報 酬	議 長	296,000 円	364,000 円/ 220,000 円	
	副 議 長	233,000 円	285,000 円/ 168,100 円	
	議 員	188,000 円	263,000 円/ 135,800 円	
期 末 手 当	市区町村長 副市区町村長	(25年度支給割合) 3.90 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(25年度支給割合) 4.10 月分		
退 職 手 当	町 長	(算定方式) 766,000円×在職年数×5.126	(1期の手当額) 15,706,064 円	(支給時期) 任期毎
	副 町 長	641,000円×在職年数×3.234	8,291,976 円	任期毎
	備 考			

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

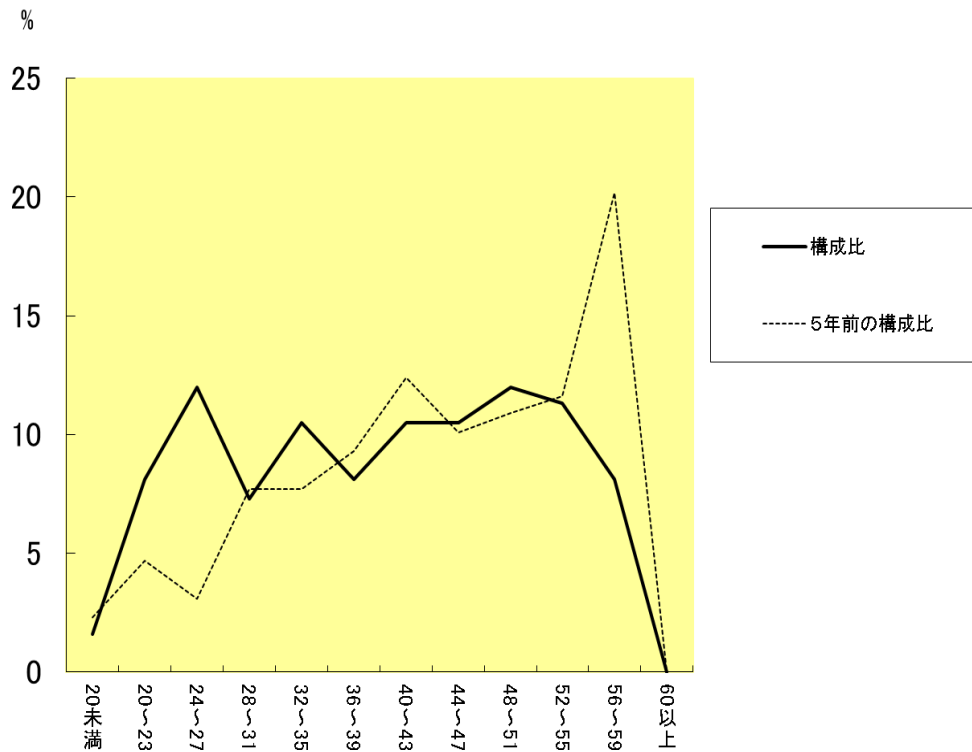
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成25年	平成26年		
普通 会計 部門	議会	2	2	0	
	総務	27	28	1	総務部門のスタッフの充実
	税務	6	6	0	
	民生	2	25	2	民生部門のスタッフの充実
	衛生	13	13	0	
	農林水産	12	13	1	農林水産部門のスタッフの充実
	商工	7	5	-2	商工労働業務の見直しによる減(-1) 商工観光業務に北海道からの派遣職員を充てたため(-1)
	土木	8	9	1	土木部門のスタッフの充実
	計	99	101	3	<参考> 人口1万人当職員数 153.96 人 (類似団体の人口1万人当職員数 123.64 人)
	教育部門	17	15	-2	社会体育業務の見直しによる減(-1) 社会教育業務に北海道からの派遣職員を充てたため(-1)
	消防部門				
小 計	115	116	1	<参考> 人口1万人当職員数 175.3 人 (類似団体の人口1万人当職員数 150.99 人)	
公営 企業 等 部門	国保	1	1	0	
	老健	1	1	0	
	介護	2	2	0	
	水道	2	2	0	
	簡易水道	1	1	0	
	下水道	1	1	0	
	小 計	8	8	0	
合 計	123 [120]	124 [120]	1 [0]	<参考> 人口1万人当職員数 187.5 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (26年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	2人	10人	15人	9人	13人	10人	13人	13人	15人	14人	10人	0人	124人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度						過去5年間の増減数 (%)
	21年	22年	23年	24年	25年	26年	
一般行政	105	99	97	99	98	101	▲4 (96.2%)
教育	16	17	17	16	17	15	▲1 (93.8%)
警察							(%)
消防							(%)
普通会計計	121	116	114	115	115	116	▲5 (95.9%)
公営企業会計計	8	8	8	8	8	8	0 (100%)
総合計	129	124	122	123	123	124	▲5 (96.1%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。